

令和4年度第1回タンチョウ保護増殖検討会
議事概要

■日 時：令和4年9月6日（火）14:30～16:30

■実施体制：Zoom オンライン会議、札幌市教育文化会館

■出席者一覧（敬称略）：

<保護増殖検討委員>

正富 宏之	専修大学北海道短期大学 名誉教授
藤巻 裕蔵	帯広畜産大学 名誉教授
小川 巖	エコ・ネットワーク 代表
百瀬 邦和	NPO 法人タンチョウ保護研究グループ 理事長
吉野 智生	釧路市動物園 学芸専門員
赤坂 卓美	帯広畜産大学 助教
黒澤 信道	公益財団法人日本野鳥の会 釧路支部 支部長

<関係団体・機関>

北海道開発局開発監理部開発連携推進課、北海道森林管理局計画保全部計画課、北海道森林管理局根釧西部森林管理署、北海道森林管理局根釧東部森林管理署、北海道環境生活部自然環境局自然環境課、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課、北海道根室振興局保健環境部環境生活課、釧路市役所環境保全課、釧路市動物園、阿寒国際ツルセンター、標茶町役場農林課、長沼町役場政策推進課、浜頓別町役場産業振興課、鶴居村教育委員会、鶴居村役場産業振興課、公益財団法人日本鳥類保護連盟釧路支部、公益財団法人日本野鳥の会鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、公益財団法人日本野鳥の会苫小牧グループ、一般社団法人タンチョウ研究所、NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワーク、国際タンチョウネットワーク、日本ツル・コウノトリネットワーク、ネイチャー研究会 in むかわ

<事務局>

環境省北海道地方環境事務所、環境省釧路自然環境事務所、NPO 法人 EnVision 環境保全事務所

■議事概要：

議題 1. 令和3年度タンチョウ保護増殖事業実施結果について

(1) 環境省からの事業実施報告

令和3年度のタンチョウ保護増殖事業の実施結果について報告し、説明した（資料1、資料1-1～8）。

(2) 北海道からの事業実施報告

令和3年度の北海道タンチョウ給餌事業について報告（資料2）。

(3) 釧路市動物園からの事業実施報告

令和3年度のタンチョウ保護増殖事業について報告（資料3、参考資料1、補足資料）。

(4) 北海道開発局からの事業実施報告

令和3年度のタンチョウ保護に関わる事業実施状況および令和4年度の実施計画について報告（資料4）。

(5) 北海道森林管理局からの事業実施報告

令和3年度の保護林巡視実施状況及び令和4年度実施予定について報告（資料5）。

<主な意見・質問>

[質問]道央地域の越冬状況調査の中で日高町①と②とあるが、全く違う場所か。(委員)

→河川が異なるため、分けて記載している。(環境省)

→両地点を行き来する個体や、一家族で縄張りを持ち他の個体を排除するものもいる。(関係機関)

[質問]資料1-5は令和3年度タンチョウ取組評価と書いてあるが、令和2年度の報告になっている。令和3年度は同じ調査をしていないのか？令和3年度の事業の結果を報告してほしい。(委員)

→令和3年度も同様に取り組んでいるが、結果はまだとりまとめていない。(環境省)

[質問]グラフの結果のみが示されているが、その結果がどういう意味を示すのかが理解できない。結果の考察など、どういう理由でこのような結果になったか一切記載されていないが、結果に対する説明はないのか。(委員)

→今回の調査は数値の把握が主な目的であり、モニタリング調査として継続しているので具体的な解析は行っていない。(環境省)

[意見]数値結果のみを示すのではなく、その数値が何を意味するのかといった説明もつけるべき。(委員)

→今後はできる限り対応したい。(環境省)

[意見]道北・道東での繁殖状況調査で確認羽数が59羽となっている。道央でも様々な場所で飛来が確認されているので、繁殖個体数だけで評価するのではなく、飛来地などタンチョウが確認された場所や数も今後把握していった方が良いのでは。(委員)

[質問]道北での捕獲・標識調査の結果はどうなったのか？鷓川と様似で捕獲できなかった理由は何か(委員)

→タンチョウの出現状況なども踏まえて臨機応変に対応できる体制が十分でなかったと感じている。また、準備段階も含め、道東でのやり方をそのまま踏襲するのではなく、地域

に応じたやり方をとるべきだとわかったので、令和4年度業務から改善したい。(環境省)

議題2. 関係者・研究機関からの報告

(1) 鶴居村教育委員会からの報告

鶴居村での取り組みについて報告(資料6)。

(2) 日本野鳥の会からの報告

日本野鳥の会の取り組みについて報告(資料7)。

(3) 浜頓別町産業振興課からの報告

浜頓別町での取り組みについて報告(資料8)。

(4) NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワークからの報告

道北やサロベツ湿原周辺での、取り組みについて報告(資料9)。

<主な意見・質問>

[質問]鶴居村から給餌量を下げずに維持したいという要望があったとき、「理想的な給餌方法や個体数を算出するため、生態学的なモデルを使ってシミュレーションしてはどうか」と環境省から意見されたと聞いた。村で検討するには難しい課題だと思うのだが、どのような内容を想定しているのか。(委員)

→鶴居村には、受け入れ可能なタンチョウの適正数はどれぐらいかを考えられないかと提案をした。(環境省)

→許容数を推定したいということか。(委員)

→その通りである。(環境省)

[質問]資料中に「給餌場150羽」と書いてあるが、村として(村内に)想定している数字はあるのか。(委員)

→鶴居村の推進会議の中で慎重に協議を続けている。給餌場でのある程度の目標値を立てるとともに、給餌場を利用しない個体を加えた場合の村としての目標値を検討している。(関係機関)

[質問]道北で行われたバンディングで、親2羽ヒナ1羽というのは家族と見られるが、なぜオス1羽だけが残ри、メスと幼鳥が行方不明になったのか?普通、タンチョウの家族は一緒になるはずで、メスと幼鳥が捕獲翌日に死んだとは考えにくい。放鳥した後はどう対処したのか?バンディング後に、どのような手立て・観察を行ったのかももう少し説明してほしい。(委員)

→放鳥直後、オスが遠ざかっていき、メスと幼鳥は別の方に行ってしまい行方がわからなくなった。当日は時間が遅く、あまり観察できなかった。翌日以降も確認を続けたが、オス

1羽しか確認できておらず、おそらくその家族はばらばらになってしまった。(関係機関)
→家族が合流するまで追跡して確認するのがバンディングの鉄則。観察はどの程度続けたのか？翌日もういなかったという説明だけでは不十分。(委員)

→観察は、今年も続けている。同時に、亜成鳥の行方も探している。しかし、サロベツでは奥地に入ると観察がしづらく、なかなか標識個体が見つからない。目視で探すのはかなり難しい。(関係機関)

→ドローンなどの機器も駆使してタンチョウの安全を確認することが第一。道東では手捕り法で捕獲ができるが、それ以外の地域では必ずしも手捕り法が使えるので、今回のように無双網を使うのも一つの方法。その中でミスがあったようだが、実施状況などを今後のためにもっと明確にしてほしい。ミスをどう次に活かすかが重要。(委員)

[質問]日本野鳥の会では冬期自然採食地の調査や整備を行っているが、実施規模が小さいという問題がある。担当者は、都道府県が管理する河川を改変することも難しいと言っていた。冬期自然採食地の整備に関して、環境省がこれからどう展開して行くのか意見を伺いたい。(委員)

→給餌量を減らす際に、自然状態でどんな餌をどこで採っているか調べる必要があると前々から言われていたが、そういう調査しているのは野鳥の会のみで、環境省は今まで実施していない。その点についてどう考えるか。(委員)

→タンチョウの保護増殖は環境省だけで取り組むべきものではなく、関係機関・団体と一緒に取り組むことが前提。分散行動計画の改定の中で、誰が、今後5年間でこういった行動を取っていくかをまとめていく。その中で、自然採食地の整備について、どの機関が何をやるか議論し、調整していきたい。(環境省)

[質問]野鳥の会では、タンチョウの糞あるいはペリットをもとに、どんなものを食べているかという分析調査を行っているか。(委員)

→そのような調査は行っていない。(関係機関)

議題3. 令和4年度タンチョウ保護増殖事業実施計画(案)

(1) 令和4年度タンチョウ保護増殖事業実施計画(案)について

環境省から、令和4年度タンチョウ保護増殖事業実施計画(案)について説明した(資料10、資料10-1)。

<主な意見・質問>

[質問]農業被害対策について大きく取り上げられていたが、これまでは、農業被害対策は環境省の仕事ではないという意見もあったと思う。環境省が今後農業被害対策を進めていくという意気込みの表れなのか、そのあたりはどう考えているのか？農水省の事業とのタイアップなども想定しているのか？鶴居村では野生鳥獣被害対策協議会の支援を受け活動をしているが、それらとの関係性はどうか。(委員)

→今後、農水省とも調整して取り組んでいきたい。(環境省)

[意見]道東では牧草や畑作がタンチョウの食害にあうが、道央では水田にタンチョウが入り、稲を踏み倒す、米をついばむなどの直接的な被害が考えられる。そういったことでタンチョウのマイナスイメージが広がらないよう、予防的な調査にあたってもらいたい。(委員)

→十勝は畑作で、小麦等への食害が問題。容認してくれる農家が比較的多いが、同時にかなり強い反発の空気感もある。道央はより面積が広い水田地帯なので、稲に対する食害は当然考えられ、実際に食害が目撃されている。(委員)

→長沼町の舞鶴湧水池の場合、基本的には多少の食害には寛容である。ただ、今年は遊水地の水位が非常に高く、ヒナが飛べないうちから水田内に居つき、ねぐらも水田内に作るという事態が生じた。水田はいい餌場であり、カエルやタニシなどの生物と同時に稲も食べていたようだ。長沼町ではこれまで食害対策をほとんど考えてこなかったが、今後はどう対応するのか相談することになっている。道央での水田に対する被害は、関係者、地元の自治体、農家の方々などと、具体的に論議し始めなくてはいけない。(委員)

(2) タンチョウ生息地分散行動計画の改定案の作成について

環境省から、タンチョウ生息地分散行動計画の改定案、作業方針、構成変更のイメージ等について説明した(資料10-2、資料11)。

<主な意見・質問>

・計画全体をスリム化するのは非常に良い方向性。しかし、どの項目・内容がどのように取舍されたのかわからない。修正箇所がわかりやすい資料を出してほしい。(委員)

→今回の資料では、方向性の変更などを示す資料として用意した。変更履歴やどういう意図で取舍選択したかという内容を整理した資料を後ほど共有したい。(環境省)

(3) タンチョウ生息地分散行動計画(改定素案)について

環境省から、タンチョウ生息地分散行動計画の改定素案の第5章、第6章、第7章について説明した(資料11-1)。

<主な意見・質問>

[意見]繁殖地と越冬地との間で最長150km移動する等、いくつか内容に誤りがあるので修正が必要。(委員)

→科学的知見等に関する記載については、専門家に指導いただき、ワーキンググループでも再度精査して最新のものとしたい。(環境省)

[意見]実施内容の優先順位が不明確。これまでの計画策定の経緯から、感染症等からのリスク分散をふまえて優先順位をつけるべき。道央の個体はすでに道東の個体群からある程

度自然に分離できているが、道北の個体群は分離できていない。道北では、オホーツク海側まである程度繁殖しており、少し餌があれば越冬できそうな場所もある。道北の個体を道東に移動させないためにどこで足止めするか、そのためには渡り途中での給餌場の設定なども考えなくてはならない。具体的な調査を始めるべき。(委員)

→今回まずは叩き台として実施すべきことを提案した。第6章は分散行動全体の中で実施すべき内容を網羅的に記載し、第7章では今後5年間の仕組みが整備されている。まだ内容過多なので、優先事項については、今後ワーキンググループの中で議論したい。さらに、誰がそれをやるかという点も含めて、プライオリティをつけながら分散・集中緩和を進めていけるよう整理したい。(環境省)

[意見]人里からより離れた自然採食地へのタンチョウの誘導についても考えてほしい。以前、少し検討を始めていたが、途中でやめてそれっきりになっている。そういったことも、もう一度見直してほしい。(委員)

[意見]ワーキンググループの中に検討会以外の参加者もいるのであれば、今日のこの議論をしっかりとメンバーに伝えてほしい。(委員)

→承知した。(環境省)

[意見]毎冬問題となる鳥インフルエンザについての対策や取り組みの記載がないような気がする。(委員)

→分散行動計画 P.28 7-1(1)中段下に記載をしている。鳥インフルエンザ発生時の給餌体制について検討・整理し周知すること、また、環境省が整理している鳥インフルエンザ対応マニュアルに倣って対応することについて、他ページに具体的に記載している。(環境省)